

## 平成20年度第3回環境審議会 会議録

### 1 日 時

平成21年3月23日（月）午後2時から午後2時50分まで

### 2 場 所

中野市役所32号会議室

### 読売

### 3 出席者

#### 審議会委員

原修一郎会長、宮川孝副会長、長島克己雄委員、武田俊道委員、常田英士委員、山田彰一委員、出川政幸委員、今井多恵子委員、工藤二六子委員、小林充子委員、畠山光子委員、小野沢ますみ委員、小林優子委員、高橋秀子委員

#### 事務局

本藤くらしと文化部長、上條環境課長、関環境課長補佐、湯出川衛生係長、小林主査

### 4 傍聴者 なし

### 5 会議の内容

【課長補佐】本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。ただいまより、中野市環境審議会を開会いたします。

本日の進行を努めさせていただきます課長補佐ですが、よろしく申し上げます。それでは、最初に、くらしと文化部長からご挨拶を申し上げます。

【部長】皆様ご苦勞さまでございます。くらしと文化部長でございますが、環境審議会を開催するにあたり、ご挨拶をさせていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、ご出席をいただき厚く御礼申し上げます。前回の審議会におきましては、2件の産業廃棄物の処分事業計画についてご審議いただいたところでございます。

本日は、使用済自動車の解体業に係る計画について、委員の皆様からご意見を拝聴することとしております。この計画につきましては、前回と同様、県から市に意見を求められておりますので、委員の皆様からのご意見を参考に、市長意見を付して県に回答したいと考えております。

また、前回の審議会で委員の皆様からご質問のありました4つの事項につきまして、ご報告させていただきます。詳細については、後ほどご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

【課長補佐】続きまして、会長からご挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

【会長】ご苦労さまです。ただいまお話がありましたように、先日も開催したばかりでございますが、たまたま事務的に案件が続きましたので、よろしくお願いいたします。自動車解体業に関する議題となりますので、皆様から忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

また、前回の審議会で委員の皆様からご質問のありました4項目について、事務局から説明があるとのことですので、お願いしたいと思います。

【課長補佐】ありがとうございました。それでは、会議事項に入る前に本会の成立について申し上げます。本日の出席者数は、委員20名中14名でございます。よって、中野市環境審議会条例の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、部長は隣で会議を行っているところでありまして、そちらに戻ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。それから、部長が隣で会議と申しましたが、課長もそちらに出ておりまして、課長から説明させていただく予定でしたが、代わりに担当からご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは会長、進行をお願いします。

それでは、環境審議会条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、以後の進行は会長にお願いいたします。

【会長】それでは、お聞きのように、私の方で進めさせていただきます。

会議事項の1の、使用済自動車の解体業に係る計画についてということで、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、事務局から補足の説明がありましたらお願いします。

【担当】今日説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

まず資料1をご覧くださいと思います。有限会社ハムザ・インターナショナルトレーディングの使用済自動車の解体業に係る計画ということでお示しているものでございます。資料の3ページをご覧くださいと思います。地図を付けておりますが、場所について色を塗り忘れてしまいました。位置につきましては、地図の真ん中より若干下にあります真引橋の上に、金槌のようなマークがあるかと思いますが、そのところに太い線で囲ってある場所でございます。現況はさら地の状態となっております。

使用済自動車の解体業についてですが、解体業を行いたい場合は、使用済自動車の再資源化等に関する法律、いわゆる自動車リサイクル法に基づきまして県知事の許可が必要となります。許可に際しましては、事業者は的確かつ継続して解体業を行える者であり、使用済自動車等の保管や解体、運搬の方法、廃油及び廃液の回収や保管、流出防止の方法、解体に伴って生じる廃棄物の処理や有用部品

の保管の方法、施設の保守点検や火災予防上の措置を記載した標準作業書、資料の5ページから付けてありますが、これを作成しまして、これに基づき確実にを行う必要があります。また、解体業に伴います施設につきましては、人がみだりに立ち入ることができないように囲いを設けてあること、廃油や廃液が漏出しないう、解体作業場には屋根等を設け、床面は鉄筋コンクリートにすること、あと油水分離槽及びこれに接続する排水溝を設けること等が条件となっています。

今回の有限会社ハムザ・インターナショナルトレーディングにつきましては、資料をご覧のとおり、標準作業書は既に作成されておりますし、施設も許可条件に適合したものとなっております。また、営業時間につきましては、午前8時から午後5時まで、日曜日と祝祭日を休みとして、3人程度の従業員で運営していくこととして、年間500台くらいを解体する計画となっております。また、この施設で解体作業により生じた廃油や廃液、廃棄物につきましては、解体場内で適切に処理、保管した後、産業廃棄物の処理業者に委託するという形となっております。事業概要につきましては、以上でございます。

今回、自動車リサイクル法に基づく事前協議ですが、自動車リサイクル法に基づく計画につきましては、産業廃棄物に係る計画とは若干異なりまして、生活環境の影響調査、アセス調査の結果につきましては資料として求めておりません。ですので、その資料は添付してございません。ですが、この現場の周りには人家はありません。事業者が数件ある程度で、周りには田畑があるだけです。基本的には騒音や振動についての心配はないものと考えています。また、水質汚濁については、すぐ隣に真引川がありますが、先ほども申し上げましたとおり、油水分離層と排水溝をこの施設内に設けますので、油は真引川に出さない形となっておりますし、施設との間には50cmから1mの堤防もありますので、直接川へ流れ込む心配はないものと考えております。また、この施設につきましては、処理能力として1日あたり4台ということで計画が上がってきております。ですので、隣接する道路での交通渋滞等はないものと考えています。

このような形で計画書が地方事務所に提出されましたが、県から市に意見照会がきております。産廃の意見照会と同じでございます。ですので、環境審議会の皆様からご意見をいただきまして、それを参考に市長意見のとして付したいと考えておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

(説明の途中、課長が着席する。)

【会長】それでは、今お聞きのとおりでございますが、皆様方からご意見がありましたら、お聞きしたいと思います。

【委員】こちら辺は、大雨が降った場合水がのる場所ですか。

【課長】この場所は大丈夫だと思います。

【委員】もうひとつ聞きたいのは、こういう案件は環境審議会に諮られますが、地元区はどのように係わってきますか。

【課長】地元に対しては、業者から説明をしております。また、以前のガイドライン

では同意書が必要となりますので、同意書をいただいております。

【委員】いろいろ聞きましたが、事故が起きた時には近隣の皆様の、周りにも事業所があるようですが、そういう方たちが真っ先に被害を受けることとなります。

地元の人たちはいつも見ているので、1年に1回くらいは業者と話ができるような体制はできないものか。さらに申し上げると、協定書を結んで、話し合いの場を設けるようにしたらどうか。そうすれば、活動内容も把握できると思います。なので、同意書だけでいいものかと思います。地元の皆さんが必要ないと言えればそれまでですが。

【課長】県に確認したところ、内容までは把握しておりませんが、地元とは同意書のほかに協定書も結んであるとのことであります。

【委員】そのくらいきちんとしていれば問題ないですが、長野市のある場所では、大変悩んでいる案件もあります。時効の話などいろいろ問題が複雑化すれば、お互い負の財産を後ろに送らなくてはならないこととなります。そうならないように、協定書があるのなら、協定書のとおりやっていただきたいと思います。

【会長】他にありますでしょうか。

【委員】先程の説明で、川の中に直接油が流れ込む心配はないし、キチンとした処理がなされる構造になっているとの話ですが、そのようになっていたとしても、年に1、2回は川の水質検査を市が行うとか、そのようなことはできますか。

【課長】市の水質検査は年1回、市内10数か所で行っていますが、この場所の直近でいえば、現場より下流側の篠井川との合流付近で水質検査を行っていますので、そこで異状があれば対応を考えたいと思います。

【会長】よろしいですか。他にございますか。ないようでしたら、今委員から身近で現実に沿った質問がありましたが、そのようなことを踏まえ、市へ意見を提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、この議題については、そのようなことで結論付けたいと思います。

続きまして、4の報告事項について事務局から説明をお願いしたいと思います。

【課長】それでは、報告事項について説明させていただきます。報告事項につきましては、前回の審議会で委員からご質問等をいただきました内容でございます。それにつきましては、もう一度この機会にご報告と言いますか、ご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

まずは、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例についてということで、右上に資料2と書かれた資料があるかと思います。これは県から出されました新条例と呼ばれている資料でございます。この資料をご覧いただければ新条例の概要はご理解いただけるものと思います。今回、特にこの条例で注目を浴びた部分でございますが、5、6ページでございます、廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮、それから事業計画協議の概要でございます。この廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮が、新条例でいいます住民との合意形成の部分に係わってくるものであり

ます。ここでは、周辺地域とはどういった地域になるのか、県で示したものでございます。それから、従来のガイドラインでいいますと、先程もお話がありましたが、地元同意書が必要だったものが、今後は同意書が必要なくなるということで、それに代わって事業計画協議を出した段階で、地元説明会をしっかりと行っていただいて合意形成を図っていく、そういう内容でございます。

環境審議会が係わってくる部分でございますが、事業計画書、例えば廃棄物の処理施設、最終処分場を計画している業者が事業計画書を県に出した場合、関係市町村に意見を求められます。当然、関係する周辺地域の方にも意見を求めますが、市としましては、県から意見を求められた場合、審議会の皆様から意見をお聞きしまして、その答申に基づいた内容を市長意見として出していきたくて考えております。では、意見は何回求められるのかということになりますが、まず、事業計画概要書が最初に出されますが、これが提出された段階でまず1回県から市長に対して意見を求められます。このときの意見の内容につきましては、計画概要書の中に地元説明会をいつ、どこで、どういった住民を対象に開催するという内容が盛り込まれています。この説明会の中身が適切であるかどうかに限られて意見を求められます。これが最初の意見聴取になります。その後、業者が地元説明会を開催し、それが終わった段階で再び市長に意見を求められます。計画概要書を通りますと、事業計画書の提出となります。これにつきましても、業者は地元説明会を開催しますが、これに関しましても意見を求められます。その後も意見を求められる機会がありますが、許可申請をする前段で、市長に合計4回ほど求められます。市としましては、計画の都度、環境審議会にお諮りして意見をいただいて、市長意見を付したいと考えますので、その部分が環境審議会に係わってくることとなりますので、よろしく申し上げます。

引き続き、2の資源物の排出状況についてでございます。これも前回の審議会でも有料化に伴ってどのように推移しているのかということで、次回の審議会でお答えするとなっております。資料3に、ごみ、資源物の処理量の推移ということで、1枚もののデータをお配りしております。これを見ていただければわかるかと思いますが、まず、可燃ごみ、埋立ごみいずれも、有料化前に比べますと減っていることがお分かりかと思いますが、それから、資源物につきましては数字的には増えておりますが、ごみとはせずに資源物として出していただく家庭が多くなったということでございます。中でも、19年の10月から分別を開始しましたプラスチック製容器包装、それから新聞紙等を資源として大量に出していただいているという状況でございます。昨年10月で有料化を始めて1年ですが、1年も経ちますと減量化の数値は鈍ってきますので、市としましては、今後いろいろな施策を講じて、ごみの減量化を図っていきたくて考えております。

3の(仮称)中野環境会議についてでございますが、今の資料の裏面、資料4になります。これにつきましては、前回少しお答えしておりますが、昨年の4月に環境基本計画を策定し公表しています。その中で中野環境会議というものを立

ち上げていこうとなっています。目標人員としましては、15名程度ということで、昨年1年間募集をしておりました。本来ですと、昨年の秋頃には会議を立ち上げようと考えていましたが、まだ人員が足りないということで、今も公募している状況でございます。ただ、前回もお話したとおり、これ以上延ばすわけにもいきませんので、新年度に入った早々にこの環境会議の設立準備会を立ち上げて活動に入っていこうと考えております。ここにお集りの皆様方も、もしよろしければ市民の皆様にごこういったことを市で企画しているとPRしていただければ、もう少し公募が増えてくるのかなと思いますので、よろしくお願い致します。

それから、4の信州中野環境祭についてでございます。これにつきましては、資料5にございますように、昨年の9月28日、市民会館で開催いたしました。来場者数につきましては、カウントした人数で1,100人程おりましたが、実数的にはもう少しいたのではと思います。内訳につきましては、資料に書いてあるとおりでございます。来場された方にアンケートを実施しましたが、その結果も資料に書いてあるとおり、大変満足、やや満足が約80%でございます。普通を含めると95%以上ということで、来ていただいた市民の皆様にはそれなりの満足をしていただけたのかなと考えております。来年度も環境祭をやるべく予算要求しております。中身的なものにつきましては、前年度と同様となれば来る人も飽きてしまいますので、新たな企画を盛り込みながら、実施していきたいと考えております。時期は昨年と同様、9月か10月にと考えております。市としましては、世の中環境問題と言われているが実際どうすればと、良く分からない市民の方もおりますので、そんな市民に来ていただいて、祭りを楽しんでいただきながら環境について考える機会を持っていただくという考えでこの企画をしております。

事務局からは、以上でございます。

【会長】お聞きのように、前回ご質問がありました項目について細かく説明をいただきましたが、皆様からご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

【委員】環境祭について要望してよろしいでしょうか。昨年は第1回ということで、私は消費者の会の一員として参加させていただきましたが、企画するにあたって、会合が何回開かれて、実行委員会のようなものが作られたのかどうか。

それと、私たちは、物を大切にとかリサイクルとかを中心に取り組んでいる仕事でもありますが、マイバック運動をしております。受付では風呂敷を皆様にお配りしておりましたが、それを利用している姿が見えてきません。風呂敷は活用していただくためお配りしたのではと思いますが、今年はその点をどのように考えておられるのかお聞きしたいのです。環境課ではごみの分別の際に、マイバック運動に向けての袋を配っていただいたこともありましたので、それを私は買物の時に利用させていただいていますが、現実に使っていただけるような方法で2回目は検討していただければ、そのような希望を期待しています。

【課長】2点ほどあったと思いますが、まず事前の会議の関係でございますが、第1回の時につきましては、事前の会議を行う予定でございましたが、初めてのこと

で環境課もてんやわんやしてしまっていて、会議を開催できる状況でなかったというのが実情でございます。来年度につきましては、若干余裕ができると思いますので、会議を開催できればしたいと考えております。

それから、マイバックの関係ですが、予算的な部分もありましたので、記念品ということとマイバック代りに使ってもらいたいということでお配りしましたのでご理解いただきたいと思っております。なお、環境祭の中で、風呂敷の講習も行ってあります。その講師のアンケートの中で、積極的にまた珍しがって来ていただき、理解していただいたという内容が書かれておりましたので、風呂敷を活用してマイバック代りになるようなこともできたのではと考えております。いずれにしても、マイバックの普及については、県をはじめ、全国的にもそうですが、広報等を通じまして啓発していきたいと考えております。以上でございます。

【会長】他にございますでしょうか。どうぞ。

【委員】資料3の中で、ごみと資源物の処理量の推移を見せていただくと、可燃ごみが減ってきているのが読み取れますが、分析としてなぜこのように減ってきたかといいますと、資源物の中で特にプラスチック製容器包装が分別されたからだと思いますが、必ずしもこのことが要因なのか。その点について、事務局ではどのように考えておられますか。

【課長】可燃ごみですが、18年度以降減ってきております。その要因と言いますと、いろいろなことが考えられます。今まで分別が徹底されていなかった部分が徹底された。それと、有料化でお金のかかるごみ袋は極力減らした方がいいという考えで分別が徹底したとは何とも言えませんが、いずれにしても私どもが思うには、今まで以上に分別がなされているのではないかなと思います。生ごみが可燃ごみの3割を占めるといわれていますが、この有料化をした年は、市で行っているコンポストの購入に対する補助が160件ほどの申請がありまして、非常によく出ていましたので、生ごみも減ったのではと考えております。

【委員】それならば結構ですが、19年から有料化ということで、有料化したから徹底したということでなければよろしいのですが。いろいろな問題、有料化以外にもお願いしたいと思っております。

【会長】他にございますでしょうか。

【委員】今の質問に関連しているのですが、平成18年から19年で1,500トン程度可燃ごみが減っているのは、計画どおりかどうか。有料化に伴い可燃ごみやプラスチック製容器包装の計画を見せていただいたと思っておりますが、計画どおりに減っているのかどうか。

それから、そのころとても心配されていた、ちゃんと分別しないで山に行って捨ててしまう、そういうことの問題が起きるのではないかという話が出たのですが、そういうことがされていないかどうか。

それから、中野市が進んでやるということで、他の市町村が、広域の中で山ノ内とかはまだという話でしたが、今はどうなっているのかどうか。

それと、プラスチックの分別は、どこに行ってもどのようにされているのか、飯山陸送に持って行って分別されて、変なものがいっぱい入っていて、中国人の方が安い賃金で雇われているという実態があるそうです。住民はプラスチックで分けて出していますが、ある業者がそれを可燃ごみと一緒にのところにに入れてしまっていることを目にしたことがあります、そういう実態はあるでしょうか。

【会長】説明をお願いします。

【課長】まず初めに、計画どおりにごみが減っているかというご質問ですが、市では平成16年を基準といたしまして、平成22年までの一般廃棄物処理計画というものがございまして、ここで目標数値がありまして、平成22年には平成16年実績のマイナス25%減という形で目標を定めております。平成18年、14,268トンと資料3にはありますが、計画の中で平成18年は14,120トンを目指してございました。若干数値は超えていますが、概ねそのとおりかなと考えております。

それから、不法投棄の関係でございまして、今年度の12月末現在47件でございます。平成19年度につきましては68件、平成18年度につきましては117件の不法投棄の通報数でございます。ですから、有料化によって不法投棄が増えたということはないと考えております。

それから、プラの処分でございますが、中野市につきましては指定法人ルートということで処理をさせていただいております。今年度につきましては、豊田興産に中間処理をお願いしております。そこで梱包されたプラスチック製容器包装は富山県の業者に行きまして、そこでペレット等の再利用という形で処理されております。行政収集しましたプラ容器などには不適正物品が含まれていますが、これは豊田興産で人海戦術により排除しております。指定法人ルートにつきましては、どの程度分別がされているかという検査が年に1回されます。そこで、あまりにもひどいと指定法人ルートの契約ができなくなってしまうのですが、中野市から排出したものの結果はAということで、よい評価がされております。豊田興産で分別をされている作業員の関係につきましては、事業者のことでありますので、市では把握してございません。以上でございます。

【会長】よろしいでしょうか。どうぞ。

【委員】業者が可燃ごみのところに、プラを入れている情報はないですか。車で取りに来る時に、可燃ごみを出す日にプラも出されている地区がありますが、そのまま可燃ごみの車の中にプラを入れてしまっているのです。そういうことは許されているのですか。

【課長】収集業者と一緒に集めていくということですか。収集業者につきましては、年に3回ほど集まっていただいて、市からお願い、指導をしております。そういった際には、変なものが出されていた場合は、回収しないでもらいたい、それで回収できないシールとかありますが、そういったものを張って対応していただきたいということで指導しております。

【委員】山ノ内とか小布施とか、他はどのような進み具合になっているのかについて



は。

【課長】山ノ内とか小布施とかは、当面やらないと聞いております。

【委員】すみませんが、先程言わなかったのですが、課長の説明だと新聞紙が増えていくという話ですが、私のお目では16年から見ていくとそんなに増えていないように思われるのですが、雑誌・雑がみもそんなには増えていないのではないのでしょうか。20年の見込みは少なくなっているし、前回も言いましたが、市役所の中はもちろんですが、家庭でも徹底されていないと思いますので、その辺の徹底ができるように、再度広報等でPRしていただきたいと思います。

【課長】指導できるものについては、広報等を通じてやりたいと思いますのでよろしくをお願いします。

【会長】要望ということですので。どうぞ。

【委員】今の件ですが、例えば、小学校、中学校で新聞紙とか集めていますが、その量は今のところに載ってくるのですか。

【課長】この表でいいますと、参考の所に集団回収ということで、20年でいいますと762という数字が入っていますが、それが自治会やPTAで回収いただいている数字でございます。これについては、市で若干の補助を出していますので、その時の請求に基づいた数字が出てきております。

【会長】よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。なければ、この件については終わりたいと思いますが、事務局から何かありますか。

【課長補佐】会長には、会議の進行大変ありがとうございました。それでは、事務局から報告をさせていただきます。

本日、ご参集していただきました環境審議会の皆様方の任期でございますが、今年の6月2日で2年の任期が切れることとなります。よって、新たに6月3日から新しい委員を委嘱することとしておりますが、委嘱に際しましては、環境施策に関する識見を有する方を1名、現委員が所属する団体から15名、公募により選出4名ということで、これまでどおり20名の委員で考えております。

そのうち、識見を有する方につきましては直接ご本人にこちらからお願いしたいと考えております。団体につきましては、それぞれの団体の長にお願いする予定としております。時期とすれば4月下旬ごろ、文書でお願いしたいと考えております。それと、公募につきましては、環境審議会ではこれまで一般的な公募は行っていませんでしたが、今回、初めて一般の市民の方に公募する予定です。条例におきまして市長が必要と認める方ということで、環境審議会につきましても市の広報なかの4月号等を通じまして、4名の方を公募したいと考えておりますので、ご協力、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。事務局からのお願いについては、以上でございます。

【会長】それでは、委員の任期について説明がありました。関係する委員におかれましては相応の対応をお願いしたいとのことであります。

それでは、それぞれご意見をいただきましたことを事務局で整理していただき

まして、必要な件についてはご意見を申し上げるということで、私の方でお任せ  
いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

【会長】それでは、お忙しいところご参集いただきまして、また適切なアドバイスと  
いただきましたことを御礼申しあげまして、会議を閉じたいと思います。ありが  
とうございました。